

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

1 所在地

横浜市南区浦舟町3-46

2 利用定員

介護老人福祉施設	74名
短期入所生活介護	8名

3 管理運営基本方針

(1) 浦舟ホーム基本理念及び平成31年度目標

※別紙1 「浦舟ホーム基本理念、平成31年度目標」のとおり

(2) 運営方針

- ア 一人ひとりの生活スタイルを大切にしたきめの細かい、親切・丁寧なサービスを提供します。
- イ 一人ひとりの尊厳を支え、権利擁護に努めます。
- ウ 潤いのある生活を実現する為に、落ち着ける環境作りに努めます。
- エ 身体拘束は行いません。
- オ お客様からのご意見、ご要望には真摯に対応いたします。
- カ 安全に安心して生活していただけるよう、事故防止に組織ぐるみで取り組みます。
- キ 実習生の受け入れ等、福祉人材の育成に努めます。
- ク 職員は、自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高める事を怠りません。
- ケ 地域社会の要請に応え、地域福祉に貢献します。
- コ 健全で効率的な施設運営を図ります。

4 職員の状況

(1) 責任体制及び職員配置

※別紙2 「組織図」のとおり

(2) 職員会議等計画

※別紙3 「浦舟ホーム 会議・委員会一覧」のとおり

(3) 職員研修計画

※別紙4 「平成31年度事業所主催研修計画一覧表」のとおり

5 特別養護老人ホームにおける施設入退所に対する考え方

- (1) 「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」に則り、「横浜市浦舟ホーム入退居基準」を策定しています。入退居決定の透明性、公平性を確保し、より適切な介護サービスの提供を行っていきます。
- (2) 医療的ケアの必要な方、重度認知症の方等、重度の方を積極的に受け入れています。

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

す。

- (3) お電話等でのお問い合わせや見学にも、随時対応します。
- (4) 行政によるやむを得ない措置や優先入所にも積極的に対応します。

※別紙5「横浜市浦舟ホーム入退居基準」のとおり

6 短期入所生活介護における受け入れ体制

(1) 申込

- ア 利用希望月の2ヶ月前の12・13日にFAXにより申込を受け付けます。
- イ 定員を超過する申込があった場合は、超過分はキャンセル待ちリストに登載します。
- ウ キャンセル待ちは、随時受け付けます。そして、地域のニーズに応えるために、できる限りの調整を行います。

(2) 対象者

- ア 申込者が定員を超過している場合は、重度の介護を必要とする方等、在宅生活の難しさが予想される方から、ご利用いただけるように配慮します。
- イ 胃ろう・吸引・バルーン・インスリン・ストマ、在宅酸素、褥瘡等の医療的処置や重度認知症がある場合にも、利用を制限せずに、積極的に受けいれます。

(3) 事前訪問

初めてご利用される方には、事前に、お客様・ご家族にサービスの内容を書面に沿って、ご説明させていただきます。また、日頃の生活状況を事前に教えていただき、ご自宅になるべく近い生活が継続できる体制を整えます。

(4) 利用日

日曜・祝祭日、年末年始を含め、ご利用日に制限はありません。(ただし、送迎サービスは年始のみ休止)

(5) その他

- ア ご利用時のお客様のご様子を毎月、担当ケアマネージャーにお知らせします。
- イ サービス担当者会議に積極的に出席し、在宅生活の継続に貢献できるようにします。
- ウ お客様の利便性を考え、お客様のご様子にあわせてホームの職員のみでの送迎にも対応します。

7 特別養護老人ホームにおけるお客様へのサービス提供（短期入所含む）

毎月、生活の質向上委員会、事例検討会、各分科会（お客様、ご家族、地域、スタッフ）や各委員会（包括的ケア（褥瘡、口腔、リハビリ、認知症等）、事故防止、感染症、安全対策、衛生）を開催し、お客様がより豊かな生活を送れるよう、様々な取り組みをしていきます。

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

(1) 処遇方針の作成計画<施設サービス計画書（ケアプラン）>

お客様やご家族等がいつでも気軽に相談できるように、また、日頃の気づきをケアにつなげるために、お客様ごとに担当者（お客様担当）を決めています。介護支援専門員と、お客様担当とが連携し、アセスメントに基づき、お客様やご家族のニーズに沿った施設サービス計画書（ケアプラン）を作成します。

そして、介護支援専門員が作成したケアプラン原案について、ケアカンファレンスにて、お客様、ご家族等、各職種で検討し、ケアを実施します。定期的に評価（モニタリング）をし、より良いケアにつなげています。

※別紙6「施設サービス計画書（ケアプラン）作成の流れ」のとおり

(2) 排泄介助の実施計画

- ア お客様のプライバシーの保護に努め、お客様に合わせた排泄パターンを把握しながら介助を行なっています。排泄介助の方法、時間、回数は、お客様の状態に応じて、隨時見直しを行います。
- イ お客様の持っている機能を活かし、おむつではなく、トイレ誘導にチャレンジしています。また、快適に生活いただくために、できるだけ、リハビリパンツから布パンツに変更しています。
- ウ おむつ交換時は、プライバシーや羞恥心に配慮し、オムツ交換車を使用して的一斉交換は行いません。陰部を清潔に保つため、おむつ交換の際に、陰部洗浄を行っています。
- エ ご希望のお客様にはできる限り同性介護を実施しています。

(3) 入浴の状況及び被服の着替え等に対する対応計画

〔入浴〕

居室から入浴をすませてお戻りになるまで、職員がマンツーマンで介助します。流れ作業的な方法を排除し、職員との会話を楽しみながら、ゆっくりと入浴していただいているいます。

ア 入浴時間

9：00～11：30、13：30～16：30のうち予約制

イ 入浴回数

週2回以上

ウ その他

- ① 入浴が不可能な場合でも、できるだけシャワー浴や身体をお拭きする等入浴に代わる対応をしています。
- ② お客様の状態に応じて、手浴、足浴を行っています。
- ③ ご希望のお客様にはできる限り同性介護を実施しています。

〔着替え〕

お客様の生活のペースに合わせて更衣できるように隨時、検討し実施します。

(4) リハビリテーション・クラブ活動等の実施計画

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

[リハビリテーション]

委員会において、各職種間が、個別に検討を行い、ケアプランに沿って実施しています。日常生活上で、お客様の今ある能力を活かす介助をしたり、(生活リハビリ)、拘縮予防やポジショニングについて取り組んでいます。状況に応じて、リハビリの専門職からアドバイスを受け、ケアに生かしていきます。

[レクリエーション]

ボランティアに協力いただき、ユニットごとにお客様のご様子に合わせた内容を工夫し、実施します。

ア 個別の活動・・・将棋、生け花等

イ グループの活動・・・回想法、朗読、歌、ハンドケア、フットケア等

また、お客様のご要望に沿って、外出計画を立て、実施します。

※別紙7「浦舟ホーム行事・レクリエーション計画」のとおり

(5) 給食計画

地下厨房で調理した食事を食卓に適温で提供しています。

ア 内容

- ① お客様の食習慣、嗜好を尊重
- ② 嘔下状態にあった食事内容（嚥下障害のある方には、ゼリー食を提供）
- ③ 選択食を毎月実施
- ④ 毎月、様々な地域や国の郷土食を提供
- ⑤ 年間の行事や誕生会など特別な食事を提供
- ⑥ お客様のご要望に沿った外食
- ⑦ 月2回、お客様のご要望に応じた出前の実施
- ⑧ 握り寿司をお客様の目の前で実施
- ⑨ 職員とお客様とのおやつづくり

上記のような、お客様と一緒に楽しむ機会を定期的に企画し、実施しています。

イ 時間

朝食 概ね7時30分～9時

昼食 概ね12時～13時

夕食 概ね18時～19時

上記の時間以外でも、ご希望やご様子に合わせて対応します。

ウ 場所

食堂・デイルーム・居室等のご希望の場所で召し上がっていただいています。

エ 栄養ケア・マネジメント他

- ① 管理栄養士を配置し、栄養ケア・マネジメントを行なっています。
- ② 定期的に実施する血液検査のデータをもとに嘱託医、看護職員と連携しながら、治療食等の提供を実施しています。

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

- ③ 嗜好調査や給食委員会を実施し、委託業者との連携を図っています。
- ④ 美味しく召し上がるいただけるように、口腔ケアを丁寧にしています。
- ⑤ 歯科医と協力し、お客様の嚥下機能をアセスメントし、お口から美味しく召し上げていただけるような取組みをしています。また、経口摂取への移行や経口摂取維持の取組みもしています。

(6) 医療・健康管理の実施

- ア 医療的ケアの必要なお客様を積極的に受け入れ、健康管理に努めます。
- イ 年1回健康診断を実施します。
- ウ 日常の健康管理については、嘱託医師・協力病院と連携し対応します。
- エ お客様のご要望に応じて、協力病院以外の医療機関との連携を図ります。
- オ 職員が歯科医師より、口腔ケア指導を定期的に受け、口腔ケアに積極的に取組みます。
- カ お客様のご希望に沿って、ホームで最期まで穏やかに生活頂けるよう、看取りケアを行います。

(7) 入所者や家族等との連携

- ア ご家族に、家族会、ユニットごとの懇談会やケアカンファレンスに参加をお願いし、積極的にご要望を伺っています。
- イ 日常の様子及び健康管理やユニットの広報紙を発行し、定期的にご家族に報告しています。
- ウ 行事や外出計画を立てた時には、ご家族にご案内、参加をお願いして、一緒に楽しみます。

(8) 身体拘束廃止への取り組み計画

当ホームでは、身体拘束を一切行いません。そして、身体拘束を行わない介護を実行します。お客様のアセスメントができるだけ的確に行い、リフト等の福祉用具の活用や、お客様の機能を生かし、精神面に寄り添ったケアの実施等、チームで取り組んでいるため、身体拘束という考えは生まれません。
やむを得ず拘束の必要が生じた場合は、定められた規則を遵守し、早期に拘束状態を解消するように努めています。(開所から身体拘束実施件数・0件)

身体拘束防止に関する研修を採用時に必ず実施し、職員への意識付けを徹底します。

8 事故防止対策

お客様の安心や安全を確保するために、サービス提供にあたっての基本である適切なリスクマネジメント（危機管理）体制を構築し、施設サービスの質の向上を図っています。

(1) 事故防止委員会の設置

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

当ホームで定めている「浦舟ホーム事故発生の防止及び発生時対応の指針」に従って、組織で事故防止に取り組み、事故の予防と再発を防止するために、事故防止委員会を設置しています。

発生したヒヤリハット及び事故を分析し、検討した改善策を施設全体で共有することで、事故防止を図り、全職員の事故防止意識を高めています。また、事故事例検討を行い、事故発生時には適切に対応できるようにしています。

(2) 安全で安心な介護技術の習得

職員に対し、年2回「リスクマネジメント研修」を実施するほか、毎月、ケアリーダーが講師となり、介護技術研修を実施しています。正しい介護を職員に伝えるために、専任職を配置し、ケアリーダー同士で、介護技術について勉強しあう時間を設けています。

(3) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表による福祉用具の日常点検を行い、急病時には緊急対応ができるよう、緊急時対応マニュアルを作成し、定期的に研修を実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(4) 再発防止のための対策

- ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。
- イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・協会本部へ報告します。
- ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底します。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。
- エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、協会老人ホーム所長会等を通じて事故の事例検討を行います。
- オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（介護事務所、地域ケアプラザ等）での事故事例を検証して、事故発生防止に努めます。

※別紙8 「浦舟ホーム事故発生の防止及び発生時対応の指針」

9 苦情受付体制

ホームのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

(1) 要望・苦情への対応

当協会で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき老人ホームにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を配置します。ご利用の皆様からのご意見、ご要望、苦情等に対しては、迅速に対応していきます。

(2) 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

向けての体制を整備し、取り組んでいきます。

(3) 「ご意見箱」の設置

施設内に「ご意見箱」を設置し、いつでも、どなたからでもご意見等を受付できるようにしていきます。また、苦情は真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

(4) アンケートの実施

定期的に、お客様アンケートを実施し、改善、発展につなげていきます。

(5) サービス向上課

協会本部のサービス向上課担当職員が当ホームを訪問し、モニタリング等で状況把握を行い、当ホームの生活の質向上委員会で情報を共有後、改善策について話し合い、サービス向上の推進に努めています。

(6) 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

別紙9「社会福祉法人横浜市福祉サービス協会苦情解決規則」のとおり

10 防犯、防災、緊急時の対応

(1) 防犯について

複合施設1階の防災センターには、24時間365日、職員を配置し、建物内の巡回を行い、防犯を強化しています。

当ホームは、電子錠を設置して、防犯体制を整備しています。防犯体制を強化するため、夜8時から朝8時までは、自動ドアの開閉ができないようにしています。

(2) 防災の取組について

防災センターで策定した複合施設全体の消防計画に沿って当ホームの消防計画を策定しています。また、発災した際の初動対応及び事業を継続するために、各職種の具体的な動きを盛り込んだ事業継続計画を策定していますので、職員間で定期的に勉強会を行い、緊急時に冷静に対応できるようにしています。また、発災時に、慌てずに対応できるよう、事業継続計画を簡略化した携帯カードを作成し、職員全員に配布します。

当ホームのお客様は重度の方が多いので、全員がすぐに避難できる状況にはありません。特に夜間は、各ユニットに職員が1名という体制であり、初動対応をいかに迅速に、適切にするかが重要です。ホーム内の防災設備の設置場所、使用方法について、研修を通じて定期的に確認していきます。そして、複合施設内及び南消防署と協力体制をとり、年2回全体で防災訓練を実施しています。

(3) 緊急時の対応について

緊急時対応マニュアルに沿って、誰でも迅速かつ適切な対応ができるよう体制を整えています。当ホームでは、看取りを希望されるお客様も多いため、看取り対応

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

マニュアルを作成し、マニュアルに沿って、ご家族等と連絡をとりながら、適切な対応をしています。

別紙10「サービス提供継続計画」のとおり

別紙11「事故・緊急対応マニュアル」のとおり

11 近隣の他機関（福祉・保健・医療機関等）との連携

関係機関と積極的に連携を図り、サービスの質の向上や地域貢献に努めます。

（1）福祉・保健関係

地域の一員として、関係機関と連携し合い、地域に貢献していきます。

- ア 同一館内にある、地域ケアプラザや福祉保健活動拠点等と協力し、地域のボランティア活動の受け入れを行ないます。また、対象のボランティアに声を掛け、ヨコハマイきいきポイント事業を推進していきます。
- イ 障害者の雇用機会の一助となるように特別支援学校や就労支援センター等との連携をはかり、職場実習を受けられます。
- ウ 近隣の保育園、学校等と協力し、高齢者と子どもたちとの交流促進に努めます。
- エ 隣接の児童相談所と協力し児童・生徒のボランティア、職業体験の場を提供します。
- オ 福祉教育の推進に協力し、学生ボランティア活動や実習を受けられます。
- カ 介護職員初任者研修、介護福祉士・社会福祉士等の実習を積極的に受けられます。
- キ 各区福祉保健センターとの連携を密に図ることにより、「やむを得ない措置」や「優先入居」が必要な状況にある方等の入居が円滑に運ぶよう努めます。また、認知症徘徊高齢者一時保護事業の登録施設として、相談ケースに応じて、利用調整を行います。
- ク 民生委員児童委員協議会に参加し、見学等の研修に関して協力します。また、在宅のお客様の相談に応じ、円滑に利用できるようにしています。
- ケ 介護相談員派遣事業を実施し、介護相談員との連携を図り、ホームの改善に努めます。
- コ お客様の生活上のリハビリや適切なポジショニングを行うため、外部のリハビリの専門職に協力ををお願いします。

（2）医療関係

〔入居〕

- ア 総合病院1箇所と大学歯学部1箇所と協力病院の契約を締結します。
- イ 内科・精神科・歯科の各医師と、嘱託医の契約を締結します。
- ウ 医療依存度の高いお客様を受け入れているため、受診時のお客様負担を考慮し、眼科・皮膚科・泌尿器科の各医師に往診を依頼できる体制を整備しています。
- エ お客様個別のご要望に応じて、協力病院以外の医療機関を受診し、医療との連携を図っています。

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

オ 内科の嘱託医と連携を図り、ご希望のお客様にはホームで最期まで看取り介護を行います。

カ 近隣の整形外科や脳神経外科と関係性を作り、円滑に受診できるようにしています。

[ショートステイ]

ア お客様個別に主治医や訪問看護等と連携し、健康管理を行います。

イ 緊急時に、かかりつけ医がない場合は、協力病院に連絡し、受診します。

12 地域団体（町内会・地区社協等）との連携

[自治会・町内会]

(1) 地域の各種行事に、お客様も一緒に、参加しています。

地域の行事	月
ソフトボール大会	5月
バーベキュー大会	7月
盆踊り大会	8月
地域の祭礼	9月
市民運動会	10月

(2) 納涼祭等を行う際に、町内会等を通じ、地域の方の参加をお願いしています。

(3) 定期的に広報紙を作成し、地域の方に浦舟ホームの紹介をさせていただいている。

[地区社会福祉協議会]

(1) 地域での様々な会合やイベントを通じ、連携を図っています。

ア お三の宮地区、寿東部地区、中村地区の民生委員児童委員協議会の会合へ参加

イ 見学会や特別養護老人ホームの勉強会を実施

ウ 傾聴みなみのボランティア交流会での情報共有、実習の場、認知症に関する講座等の協力

エ 認知症のキャラバンメイト職員による、認知症サポーター養成講座への協力

オ 介護者のつどい、介護予防教室、市民向けの介護講座等の協力

カ 様々な分野によるボランティアのコーディネート

(2) 福祉避難場所としての、災害時対応の啓発や協力関係の強化をしていきます。

[近隣]

(1) 子供たちとの交流を通して、異世代交流や、福祉の人材育成に努めます。

団体名	活動内容	回数
小学校（南吉田、中村）	運動会の見学	年1回
平楽中学校	プラスバンドの演奏会	年2回

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

横浜雙葉中学校	交流、見学	年1回
横浜総合高等学校	職業体験	年1回
横浜南陵高等学校	ボランティア体験	随時
複合施設内（フリースペースみなみ、特別支援学校）	交流	年1回
中央児童相談所	職業体験	毎月、随時
児童発達支援室	交流	毎月

(2) 社会とのつながりを大切にするために、近隣に外出しています。

- ア 横浜商店街への買い物
- イ 酒の市への外出
- ウ お花見や、公園への外出
- エ 地域ケアプラザの催し物

[ボランティア]

(1) ボランティアを積極的に受け入れ、楽しく活動していただいています。

<団体>

団体名	活動内容	回数
ソフィアフィットセラピー カレッジ	ハンドケア	月2回
朗読の会「風」	朗読	毎月
鶴美会	回想法	月2回
三曲会	三味線、琴、尺八	年2回
うた舟	歌	年3回
かながわフットケア実践 サークル	フットケア	年4回
傾聴みなみ	傾聴	月1～2回
フラダンスサークル	フラダンス	年1回
浜マジッククラブ	マジック	年1回
ボイスオブ清水ヶ丘	歌と演奏	随時

<個人>

活動内容	回数
傾聴	毎月 随時
口腔ケア	毎月
三味線の演奏	毎月
ウクレレの演奏	毎月

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

歌	毎月
紙芝居	毎月
将棋、レクリエーション	毎月

13 個人情報の保護体制

お客様の個人情報はお客様の財産であり、その個人情報を適正に管理することはお客様の安全確保を図ることだと考えています。

当ホームでは、ホームで生活されている方、ショートステイをご利用される方、地域やボランティアの方等、様々な方がいらっしゃり、個人情報を取り扱う機会が多くあります。お客様の情報を適正に管理するために、個人情報の取り扱いには具体的な取り扱いマニュアルを定め、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

(1) 個人情報保護規程の策定

当協会では「個人情報保護規程」を定め、各事業所では個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

(2) 研修

全職員に対し、年1回以上「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施するほか、協会本部で実施する「情報セキュリティ研修」を担当職員が受講し、当ホームでの伝達研修を実施しています。

さらに、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。

(3) 個人情報の取り扱い

ア、実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。

イ、個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行います。やむを得ずFAXする場合は、送信の際は氏名等にマスキングをします。

ウ、広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載します。

エ、すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

(4) サービス向上委員会

老人ホーム所長会にて月に1回開催しているサービス向上委員会の中で、協会内の情報セキュリティ事故に関する原因分析等を行い、情報を共有し、再発防止に努めています。

14 情報公開の取り組み

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

当ホームは、利用下さるお客様からの信頼のもとに運営しています。

関係者からの情報公開請求につきましては、横浜市情報公開条例の趣旨に沿った「社会福祉法人横浜市福祉サービス協会情報公開規程」に基づき、適正に対応しています。

また、健全な組織や財務であることは当然ながら、当協会がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、お客様に当協会・当ホームを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

(1) 情報公開規程の策定と実施

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当協会は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

(2) 情報提供

協会の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザや老人ホーム等の施設運営情報等については、協会のホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

(3) 第三者による評価

平成30年度には、第三者評価を受審し、すべてA評価を頂きました。今後も、サービス質の向上を目指して、全職員で取り組んでいきます。

15 衛生管理への取組み

協会では「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」を定め、入居者及び利用者の安全確保に努めています。日常的には、うがい、手洗いの徹底を職員、お客様、外来者等にも依頼し感染防止に努めています。また、施設整備の観点からは、日常の清掃、定期清掃や定期点検等を実施し、常に清潔な施設を保つよう取り組んでいます。

(1) 感染対策委員会の設置

施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する「感染防止委員会」を設置しています。

<感染対策委員会の業務内容>

- ・施設内感染対策の立案
- ・施設内感染対策に関する、職員への研修の企画・実施
- ・お客様の感染症の既往の把握
- ・お客様、職員の健康状態の把握
- ・感染症発生時の対応と報告
- ・各部門での感染症対策実施状況の把握と評価

(2) 職員の衛生管理について

平成31年度 横浜市浦舟ホーム事業計画

- ア 「安全衛生管理規則」により、職場の安全及び衛生管理に関する事項を明確にしています。
- イ 法令に従い、各事業所に衛生管理者を1名以上配置し、月に1回以上衛生委員会を開催しています。
- ウ 毎月、産業医がホーム内を巡回し、環境のチェックを行っています。
また、巡回の際に、職員の健康診断結果に基づき、該当職員と面接を実施し、健康管理に努めています。
- エ 衛生委員会では、衛生管理者が毎月環境チェックを行い、清潔な環境を維持できるように、改善策について話し合っています。
- オ 職員の腰痛予防、生活習慣病予防やメンタルヘルスケアのための研修を実施しています。
- カ 当ホームでは、スタッフ分科会で腰痛予防に取り組んでいます。簡単な腰痛体操を作成し、更衣室に写真を貼り、毎日実施するよう、職員に呼びかけています。
また、介助の際の正しい姿勢についてポスターを作成し、周知を図っています。
- キ 施設内でのウイルス感染対策として、職員全員を対象にインフルエンザの予防接種を実施しています。

※別紙12「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」のとおり